令和８年11月11日　第131回社会保障審議会医療部会　資料５

厚生労働省
ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

歯科医療提供体制等に関する検討会、歯科衛生士の業務のあり方等に関する検討会及び歯科技工士の業務のあり方等に関する検討会における議論の進捗

医政局歯科保健課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

歯科医師の適切な配置等に関するワーキンググループ報告書　概要（令和８年７月14日）

○　今後、地域特性に応じた歯科医療提供体制構築の具体的検討を行うにあたり、まずは、歯科医師の必要数や適切な配置等に関する個別具体の分析等について議論するため、「歯科医療提供体制等に関する検討会」のもとに、令和７年７月に「歯科医師の適切な配置等に関するワーキンググループ」を設置し、計７回議論を行い、令和８年７月にとりまとめを行った。

１．歯科医師の需給推計について

○　今回の供給推計は、2040年までの推計とし、届出率、新規参入歯科医師数や就業率、仕事率が2040年までそのまま継続した場合という仮定のもと、以下の方法で推計を行った。

翌年度の歯科医師の供給推計（※１、２）＝
（推計生存歯科医師数 － 推計死亡歯科医師数 ＋ 推計新規参入歯科医師数）× 就業率 × 仕事率

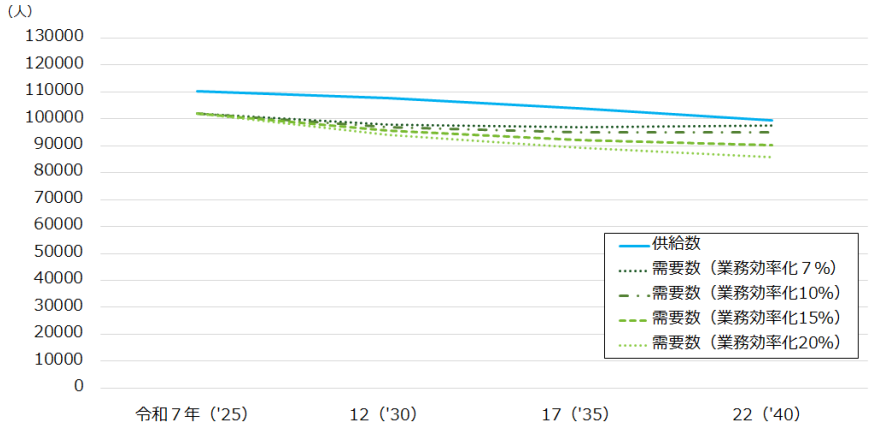
（※１）　性・年齢ごとに算出し合算。
（※２）　本推計方法は、就業率や仕事率等による補正を行っているため、歯科医師免許所有者数ではなく、歯科医師の稼働人数相当であることに留意。

○　今回の需要推計は、2040年までの推計とし、まず、近年の歯科診療所の受療状況及び歯科医療提供状況・体制が2040年までそのまま続いた場合という仮定のもと、以下の方法でベースとなる推計を行い、今後、歯科医療技術の進歩等により一定の業務効率化が行われる場合を仮定して行った。

将来の歯科診療所従事歯科医師の需要推計（※３）＝
将来の歯科医療需要（推計患者数）×　患者１人当たりの歯科医師数

（※３）　病院歯科、老健施設や介護医療院やその他に従事する歯科医師については、2040年まで一定と仮定。

○　上記仮定にて行った結果、高齢者の数がピークに達するとされている2040年において、供給推計が需要推計をやや上回ると推計された。

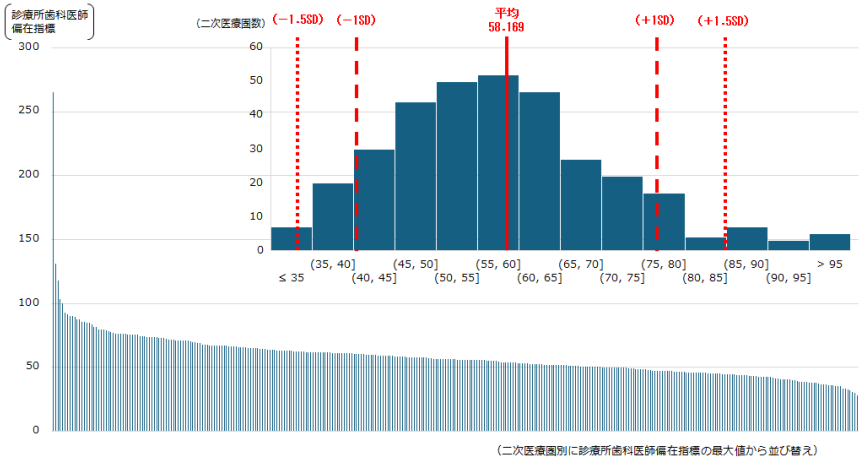


※　需要推計に用いる「患者１人当たりの歯科医師数」の全国平均値をベースに、合理化や省力化等業務効率化として2040年に７%減、10%減、15%減、20%（2025年比）となるように算出。

２．歯科医師の地域差について

○　歯科医師数や歯科医療提供の状況について、地域差が生じているという指摘があること等を踏まえ、診療所の歯科医師の適切な配置を検討するため、診療所歯科医師偏在指標を算出した。

$$\text{診療所歯科医師偏在指標} = \frac{\text{標準化診療所歯科医師数}}{\text{地域の人口／10万} \times \text{地域の標準化診療所歯科受療比}}$$



○　二次医療圏ごとの診療所歯科医師偏在指標の最大値と最小値の差は、約9.5倍となっていた。

○　診療所歯科医師偏在指標は、歯科医師の性別や年齢階級・平均労働時間、住民の受療率等が考慮されているが、各地域の居住可能な地域の状況等の地理的な要因、交通インフラ等の状況による住民の受療行動の違い、歯科医師の年齢を踏まえた将来の歯科診療所の存続状況等は、算出要因に含まれていないため、地域によっては現状（実態）と異なる可能性がある。

○　地域偏在の更なる分析及び適切な配置については、診療所歯科医師偏在指標をベースとしつつ、GISを用いた歯科医療機関へのアクセスの分析データ（AIR）の基準も含む補完的指標について、引き続き、具体的に検討する。また、歯科医師の性別や年齢等地域の状況も考慮し、実態に即した歯科医師の過多地域・少数地域（仮）の考え方を整理し、偏在対策の検討を進める必要がある。

歯科衛生士の業務のあり方等に関する検討会中間報告　概要（令和８年11月２日）

○　2040年にかけて、85歳以上の高齢者が増加し在宅医療のニーズが増加すると考えられるとともに、生産年齢人口が減少する中で歯科医療の質を確保しながらより効率的に歯科医療を提供できるようにすることが求められている。

○　国民の多様なニーズに応え得る歯科衛生士の人材を確保するため、歯科衛生士の業務のあり方や歯科衛生士の必要数等に関して具体的な検討を行うためにこれまで議論を行い、その方向性が示されたことから、今般、中間報告をとりまとめた。

１．歯科衛生士の需給推計について

○　供給推計については、2024年の就業歯科衛生士数をベースとして、新規就業者数や就業率などを用いて、10年後の就業歯科衛生士数の推計を行った。

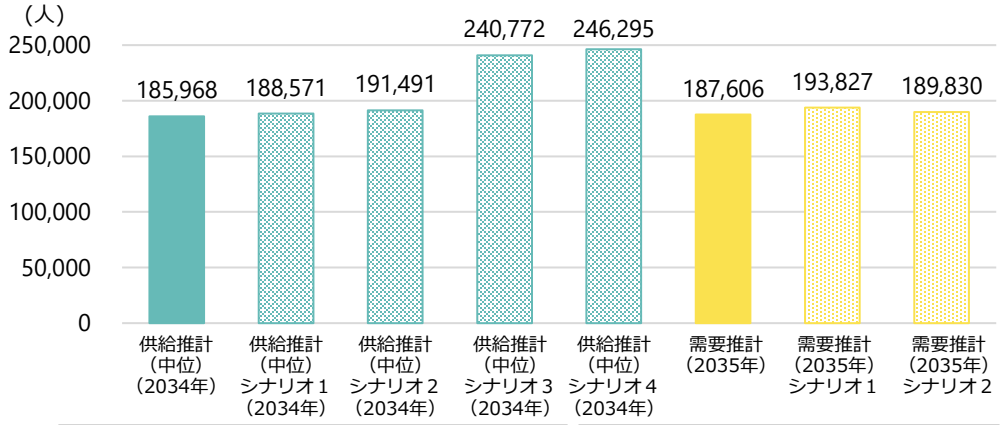
10年後の就業歯科衛生士数 = 以下の①と②の合計で推計する。
①直近（2024年）の就業歯科衛生士数× 継続就業者率（就業場所・性・年齢階級別）
②新規参入者の推計値 × 就業者率 × 新規参入者率

○　近年と同じ就業者率で推移すると仮定したベースとなる推計では、2034年の就業歯科衛生士数の推計値（中位）は約18.6万人と推計され、今後、就業者率が上昇すると仮定したシナリオでは、約18.9万人～約24.6万人になると推計された。

○　需要推計については、「将来の歯科医療需要（推計患者数）」、2035年の歯科医師１人当たりの歯科衛生士数が2024年と同程度と仮定し、将来の歯科衛生士の需要推計を行った。

将来の歯科衛生士の需要推計 =
将来の歯科医療需要（推計患者数）×　医療需要当たりの歯科医師数（患者１人当たりの歯科医師数）×　歯科医師１人当たり歯科衛生士数

○　その結果、2035年の歯科衛生士の必要数は約18.8万人と算出され、業務効率化の程度に応じて約19万人～19.4万人と推計された。



<供給推計シナリオ>
シナリオ１：20歳代の就業者率が75%になると仮定
シナリオ２：20歳代の就業者率が80%になると仮定
シナリオ３：30歳～50歳代の就業者数が1.37倍（就業者率が70%）になると仮定
シナリオ４：20歳代の就業者率が80%になるとともに、30歳～50歳代の就業者数が1.37倍と仮定

<需要推計シナリオ>
シナリオ１：在宅医療と口腔管理のニーズを加味した需要推計に対して歯科衛生士の業務が３%効率化されると仮定
シナリオ２：在宅医療と口腔管理のニーズを加味した需要推計に対して歯科衛生士の業務が５%効率化されると仮定

２．歯科衛生士の業務のあり方

○　効率的な歯科医療提供の観点から、研修を受けた歯科衛生士が、歯科医師の作成した手順書に基づき、歯科診療の補助を行うことを可能とする。

○　歯科医師の作成する手順書に基づき行う歯科衛生士の診療補助行為については、手順書に基づき一定の判断を歯科衛生士が行うことが想定されるところ、これらの行為には当該歯科衛生士の実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能が求められると考えられることから、関係法令等の整備を含めた検討を行うことが考えられる。

３．今後の対応

○　歯科医師の作成する手順書に基づき行う歯科衛生士の診療補助行為については、研修制度、研修施設等の枠組み、研修期間、研修の実施主体、関係団体や関係学会における認定制度の活用などを踏まえた研修のあり方について検討を進めるとともに、関係法令等の整備を行う。

○　今後、多様なニーズに対し、質を維持しながら歯科医療を提供するために、業務の効率化や人材確保対策等も含め、歯科衛生士の業務のあり方について、引き続き検討していく。

歯科技工士の業務のあり方等に関する検討会中間報告（第二次） 概要（令和８年10月１日）

○　歯科技工士の高齢化や養成施設入学者数の減少が進む中、将来にわたり質の高い歯科技工提供体制を確保することが求められている。また、歯科技工技術の高度化・デジタル化や在宅歯科医療の進展など、歯科技工士を取り巻く状況は大きく変化している。

○　このため、「歯科技工士の業務のあり方等に関する検討会」において、歯科技工士の需給推計や歯科技工を行う場所、歯科技工士の業務範囲等について検討を行った。令和６年12月以降、計６回議論を行い、その方向性を示すものとして、令和８年10月に中間報告（第二次）を取りまとめた。

１．歯科技工士の需給推計について

○　供給推計については、2024年の就業歯科技工士数をベースとして、新規就業者数や就業率などを用いて、10年後の就業歯科技工士数の推計を行った。

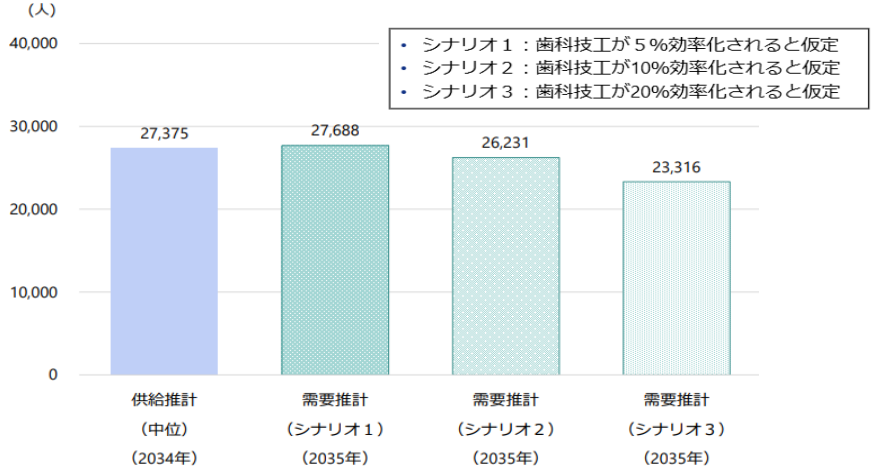
10年後の就業歯科技工士数＝以下の①と②の合計で推計する。
①直近（2024年）の就業歯科技工士数× 継続就業者率（就業場所・性年齢階級別）
②新規参入者の推計値 × 就業者率× 現役での新規参入者率

○　需要推計については、近年と同じ変化率であると仮定した場合の就業歯科技工士数の推計をもとに、今後はデジタル技術を活用した歯科技工の拡大などによる一定の業務効率化が進むことを前提として推計を行った。

将来の歯科技工士の需要推計　＝
将来の歯科医療需要（推計患者数）× 医療需要当たりの歯科医師数（患者１人当たりの歯科医師数）× 歯科医師１人当たりの歯科技工士数

○　その結果、2034年の就業歯科技工士数は約2.7万人と推計され、需要推計では業務効率化の程度に応じて約2.3万人～2.8万人と推計された。

○　今回の需給推計の結果、供給・需要ともに現在より減少し、供給推計と需要推計はほぼ同程度～やや需要が下回ると推計された。



２．歯科技工を行う場所について

○　2040年に向けた在宅歯科医療の必要性が増す中で、義歯の修理等、歯科技工の重要性は増している。一方、現行法では、歯科技工士が患者の居宅等において歯科技工を行うことは困難であると考えられる。

○　歯科医師の訪問歯科診療に歯科技工士が帯同し、患者の居宅等において歯科技工を行うことが可能になれば、効率よく歯科治療を行うことができ、質の高い歯科医療を提供につながる。

○　訪問歯科診療において、歯科技工士が歯科医師に帯同し、患者の居宅等において歯科技工を行うことを可能とする。

３．歯科技工士の業務範囲について

○　歯科技工士がより質の高い歯科補てつ物等の製作を行うために、患者の口腔内の状態を歯科技工士自ら確認できることは重要である。

○　歯科技工士が患者の口腔内をより理解することができれば、迅速な歯科技工への着手が可能であり、また指示書のみでは認識し難い点なども理解した上で歯科補てつ物等の製作が可能となる。

○　現在、歯科技工士が行うことのできない行為のうち、歯科技工士が行うことでより質の高い歯科補てつ物等の製作、ひいては質の高い歯科医療の提供につながると考えられる歯科技工に必要な歯科診療行為の一部の行為について、歯科技工士に業として、歯科医師の指示のもとで行わせることが適当であると考えられるものについては、必要な法律上の見直しを含めた検討を行う。

４．今後の対応

○　今後、これらが適切に実施されるよう関係法令等の整備を行うとともに、歯科医師と歯科技工士の連携による歯科医療の提供体制の更なる構築に向け、引き続き、歯科技工士の業務のあり方とともに、必要な卒前教育や既資格者への研修等を含めて検討することが必要である。